

南部市場卸売業者に対する財務検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市地方卸売市場業務条例（平成18年川崎市条例第70号。以下「条例」という。）第70条に基づいて、卸売業者の財産の状況等を合法性、合目的性及び合理性の視点に立って検証し、業務の適正化と財務の健全化について適切な指導を行うことを目的とする財務検査について、その実施のため必要な事項を定めるものとする。

(検査の実施)

第2条 検査の実施は条例第70条に規定する市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、毎年度実施するものとする。

(検査体制)

第3条 検査担当者は2人以上の職員及び専門家が1組となって、行うものとする。

2 専門家は、公認会計士から選定するものとする。

(検査対象期間)

第4条 原則として対象卸売業者の財務が悪化している場合等特別の事由がある場合を除き、検査時点で既に終了した直近の事業年度とする。

(検査方針及び検査基準等)

第5条 検査方針及び検査事項は、農林水産省大臣官房検査・監察部検査課作成の「検査方針、統一検査事項及び検査周期」を参考に、検査事項は次の各号を重点事項とする。

(1) 業務の適切性

ア 受託物品の卸売等について、卸売市場の公正な価格形成機能を歪曲す

るような実態のない取引や買戻し行為等が行われていないか。また、出荷者の価格要請等に応えることを理由として、不適切な仕切り等を行っていないか。

イ 検査指摘事項等について、卸売業者が策定した改善計画に即した措置が講じられているか。

(2) 財務の健全性

ア 財務書類等を作成するに当たって、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行として、「原則的な企業会計の基準」、「中小企業の会計に関する基本要領」に則した適正な決算・経理処理を行っているか。

イ 流動比率、自己資本比率、純資産基準額等の法定財務基準は満たされ、経営の健全性が確保されているか。また、これらに問題がある場合には、適切な検討及び改善に向けた取組みが行われているか。

2 検査基準等は、農林水産省大臣官房検査・監察部検査課作成の「中央卸売市場検査実施要項（平成28年10月3日最終改定）及び中央卸売市場卸売業者に係る検査マニュアル（平成28年10月3日最終改定）を参考にする。

（検査に用いる書類）

第6条 検査に用いる書類は次のとおりとする。

(1) 事前に卸売業者が提出する書類（以下「事前提出書類」という。）

ア 卸売市場法第13条第5項第5号の表の5の項（二）及び同法施行規則第21条第1項並びに条例第19条第1項に基づき市長に提出する事業報告書

イ 最新の会社パンフレット

ウ 最新の組織図

エ 決算書類

- オ 税務申告書（勘定科目内訳明細書を含む）
- カ 株主総会議案書・議事録
- キ 取締役会議事録・議事録
- ク 金融商品取引法第24条に基づく有価証券報告書を発行する卸売業者
においては有価証券報告書
- ケ 就業規則
- コ その他開設者が指定する書類

(2) 検査当日卸売業者が準備する書類（以下「当日準備書類」という。）

- ア 総勘定元帳、各種元帳、補助簿、償却資産明細表、伝票類、契約書、
領収書その他証拠書類等
- イ 各種りん議書
- ウ 組織規程、事務分掌規程、経理規程、取締役会規程等各種規程類
- エ その他

(検査の手順)

第7条 検査は次の手順に沿って行うものとする。

(1) 書類の提出及び当日準備の依頼

前条第1項第1号の事前準備書類の提出及び第2号の当日準備書類を実
地検査当日に用意するよう当該卸売業者に依頼する。

(2) 事前提出書類の内容確認・分析

検査担当者は、検査を能率的に行うため検査に先立ち、受領した事前提
出書類についてその内容を確認・分析し、検査時に当該卸売業者から聴取
する内容をまとめる。

(3) 実地検査

検査担当者は、事前提出書類及び当日準備書類（以下「検査書類」とい

う。)について当該卸売業者の担当役員、部門の責任者及び担当者（以下「担当役員等」という。）に対して説明を求め、財務の状況を把握する。

(4) 検査結果の取りまとめ

検査書類の内容確認と実地検査の結果、確認された法令等に違反する事項又は業務の運営上是正若しくは改善の必要があると認められる事項を整理する。

(5) 検査講評

検査担当者は、当該卸売業者の代表取締役及び担当役員等に対し検査結果について講評を行い、必要と認めるときは当該卸売業者に対し、卸売業者検査指摘書（第1号様式）により指摘するものとする。また、卸売業者検査指摘書によって指摘を受けた卸売業者は、指定の日までに検査指摘事項改善報告書（第2号様式）により市長あて報告するものとする。

(実地検査当日の手順)

第8条 実地検査当日は次の手順に沿って行うものとする。

- (1) 開設者あいさつ
- (2) 検査担当者紹介
- (3) 事業報告書を中心とした検査書類に基づく卸売業者による業務及び財務の状況の説明及び質疑
 - ア 事業の概要
 - イ 総会及び取締役会等の決議事項等
 - ウ 内部組織及び管理運営等に関する事項
 - エ 卸売業務の状況
 - オ 兼業業務等の概況
 - カ 経理の状況

- (4) 管理、運営等についての検査
- (5) 財務に関する帳票等についての検査

- ア 検査担当者による帳票類等の照合点検及び経理担当者からの説明聴取
- イ 法令違反事項等の記録及び帳票類等のコピー
- ウ その他

(公認会計士の業務)

第9条 公認会計士の担う業務は次のとおりとする。

- (1) 開設者との勉強会における助言
 - (2) 事前提出書類の内容確認及び分析
 - (3) 実地検査
 - (4) 検査結果報告書の作成
 - (5) 検査に基づく指摘・指導に関する開設者への助言
- (その他)

第10条 この要領の実施に当たり、その他必要事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年6月21日から施行する。

(関連要領の廃止)

- 2 南部市場における業務及び財務検査実施要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

卸 売 業 者 検 査 指 摘 書

検査結果指摘事項

1

2

3

検査の結果、以上のことについて改善措置をすることが必要と認められましたので、指摘いたします。

検査指摘事項改善報告書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

卸売業者名.....

検査指摘事項につきまして、次のとおり改善措置（改善計画）をいたしましたので報告いたします。

検査指摘事項	改善措置（改善計画）